

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書8
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三浦法律事務所 弁護士 寺田 昌弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【報告義務発生日】	2023年3月22日
【提出日】	2023年3月29日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと 保有する株券等の内訳の変更 当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャパンディスプレイ
証券コード	6740
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティ - イ - ・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジ ロード 1 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2006年5月21日
代表者氏名	ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
代表者役職	パートナー兼最高経営責任者 (Partner/CEO)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 笹井 隆成
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

安定株主として長期保有。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,342,551,862
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 3,852,444,400
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 9,194,996,262
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		9,194,996,262
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		3,852,444,400

保有株券又は投資証券等5,342,551,862株のうち2,308,329,640株は保有するE種優先株式(5,540株、議決権なし)の全てが普通株式に転換された場合の株式数である。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年3月22日現在)	V	6,188,717,662
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		91.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		64.67

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2023年1月26日	株券(普通株式)	658,000,000	6.55	市場外	取得	0円

2023年3月22日	株券（普通株式）	1,926,222,222	19.18	市場外	取得	86,680,000,000円(金銭債権の現物出資(Debt Equity Swap)により取得)
2023年3月22日	新株予約権証券	3,852,444,400	38.37	市場外	取得	199,884,100円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>1 当該株券等の所有者等 当該株券等はユニット・トラストであるいちごトラスト（以下「保有者」）が保有しており、提出者は保有者から、投資一任契約により、投資運用に関する権限を委託されている。</p> <p>2 当該株券等に関する重要な契約について 当該株券等のうち保有株券の中のE種優先株式について 発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。また、E種優先株式の払込期日（当該E種優先株式が発行された日）の1年後の応当日以降、転換価額24円（但し一定の場合には調整される）で発行者の普通株式への転換が可能。</p> <p>当該株券等のうち保有新株予約権について 発行要項上、保有新株予約権の対象となる株式は発行者の普通株式であり、新株予約権1個あたりの付与株式数は38,524,444株、行使価額は1株につき45円である。発行要項上保有新株予約権の行使期間は2023年6月1日から2028年11月30日まで（同日が発行会社の営業日でない場合には、その直前の営業日）であるが、保有者と発行者間の契約上、保有新株予約権は、以下のとおり、2023年6月1日以降、2段階で行使可能。 ・50個：2023年6月1日から2028年5月31日まで ・50個：2023年12月1日から2028年11月30日まで 発行要項上、保有新株予約権は発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止で、また保有者と発行者間の契約上、保有者は譲渡禁止。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	197,679,884
上記（Y）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	197,679,884

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地